

令和3年第19回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

1 開催日 令和3年10月20日（水）

2 場所 宝塚市役所 特別会議室

3 開会時間 午後2時00分

4 閉会時間 午後2時50分

5 出席した委員の氏名

五十嵐 孝教育長、木野 達夫委員、篠部 信一郎委員、望月 昭委員
及び松浦 一枝委員

6 除斥した委員の氏名

7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部長	村上 真二	教育企画課長	岡本 進
学校教育部長	橘 俊一	職員課長	横山 浩平
社会教育部長	柴 俊一	学校教育課長	平野 聖幸
管理室長	高田 輝夫	社会教育課長	水野 寧
学校教育室長	中出 勝也	学校教育課副課長	片上 健太郎
教育支援室長	辻本 宏敬	社会教育課係長	千原 守
学校教育部次長	谷川 妙美	教育企画課係長	小松 謙太
学校教育部次長	美除 浩		
生涯学習室長	津田 裕司		

8 会議の書記

教育企画課事務職員 藤原 明穂

9 議題

- 報告第8号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和3年10月15日付教育委員会所管事務職員の人事異動について）
- 議案第32号 宝塚市立宝塚自然の家条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて
- 議案第33号 公の施設（宝塚市立宝塚自然の家）の指定管理者の指定について意見を申し出ることについて
- 報告事項 令和3年（2021年）9月における宝塚市立学校の「いじめ事案」について
- 報告事項 宝塚市立宝塚自然の家の指定管理者の候補者選定について（答申）

会議の概要

開会 午後 2時00分

五十嵐教育長 令和3年第19回宝塚市教育委員会の会議、定例会を、ただいまから開催いたします。傍聴希望の方、いらっしゃいますか。

岡本課長 希望の方、今おられません。

五十嵐教育長 ありがとうございます。それでは、始めるにあたりまして、御報告いたします。10月1日より、木野委員が再任されましたので、またこれからどうぞよろしく願いいたします。一言あればどうぞ。

木野委員 1期は3年だったんですけども、あっという間に過ぎまして、ようやく慣れてきたんですけども、慣れと同時にちょっと緩みも生じているなという自覚もありますので、この再任をきっかけに再度、もう一度、身を引き締めて頑張っていきたいと思いますので、皆様、どうぞよろしく願いいたします。

五十嵐教育長 よろしく願いいたします。それでは、本日の署名委員は木野委員でございます。どうぞよろしく願いします。

では、本日の付議案件は、報告事項が1件、議決事項2件、議決事項以外の案件が2件です。進行について、事務局からお願いします。

岡本課長 本日の付議案件は、報告事項1件、議決事項2件、議決事項以外の案件2件です。

報告第8号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和3年10月15日付教育委員会所管事務職員の人事異動について）

議案第32号 宝塚市立宝塚自然の家条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて

議案第33号 公の施設（宝塚市立宝塚自然の家）の指定管理者の指定について意見を申し出ることについて

報告事項 令和3年（2021年）9月における宝塚市立学校の「いじめ事案」について

報告事項 宝塚市立宝塚自然の家の指定管理者の候補者選定について（答申）

審議順についてですが、はじめに専決処分についての報告をした後に、

議案第33号と、これに関連する報告について一括で御審議いただき、その後、議案第32号を御審議いただき、最後に非公開でいじめ事案の報告をさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいいたします。

五十嵐教育長

ありがとうございます。

それでは、報告第8号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和3年10月15日付教育委員会所管事務職員の人事異動について）、担当課より説明をお願いいたします。

横山課長

報告第8号 専決処分した事件の承認を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

本件は、令和3年10月15日付、市長事務部局の人事異動に伴い、教育委員会事務局職員を人事異動したものです。内容につきましては、3ページでございます。教育企画課長、小川ゆかりを市長事務部局へ出向させることに伴い、後任に広報課長、岡本進を任命しました。今回の提出につきましては、市長事務部局での手続を進める必要があり、本市教育委員会を開催する時間的余裕がなかったことから、教育委員会事務決裁規則第7条第1項の規定により、専決処分をしました。以上、御報告いたしますとともに、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

五十嵐教育長

御説明ありがとうございます。何か今の件について御質問ありますでしょうか。御意見とか、そういうものもございませんね。

委員

(なし)

五十嵐教育長

ありがとうございます。それでは、報告第8号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和3年10月15日付教育委員会所管事務職員の人事異動について）については、御承認いただいたということで、ありがとうございます。

続きまして、議案第33号 公の施設（宝塚市立宝塚自然の家）の指定管理者の指定について意見を申し出ることについて、報告事項 宝塚市立宝塚自然の家の指定管理者の候補者選定について（答申）、以上について担当課より一括して説明をお願いいたします。

津田室長

議案第33号 公の施設（宝塚市立宝塚自然の家）の指定管理者の指定に

について意見を申し出ることについて、及び報告事項 宝塚市立宝塚自然の家の指定管理者の候補者選定について（答申）、一括して提案理由、内容の御説明をいたします。

本件は、宝塚市立宝塚自然の家における、令和4年度からの指定管理者制度の導入に伴い、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間の指定管理者の指定について、議会の議決をいただくため、議会議案の提案として承認意見を申し出ているものです。

指定管理者の選定に当たりましては、知識経験者、公的団体の代表、公募市民で構成される、宝塚市立宝塚自然の家指定管理者選定委員会を設置し、3度の開催を経て審査を行いました。本年8月6日に開催した選定委員会におきましては、募集事項、業務仕様書、選定基準などを決定し、これらに基づきまして、8月12日から8月31日までの間に募集を行いました。9月14日及び10月5日に開催した選定委員会におきまして、書類審査及びプレゼンテーションの審査を実施しまして、利用対象者の平等な利用を確保できるものであること、事業計画書等の内容が、宝塚自然の家の自然環境を生かした内容となっているとともに、管理運営経費の縮減が図られるものであること、安全安心な施設管理を行う能力を有していること等の基準として審査を行いました。

審査方法としては、委員1人当たりの配点を120点満点とし、15の審査項目を5段階で評価、必要最低点数である360点を上回る団体を指定管理者の候補として決定することとしました。選定結果につきましては、委員5人の評価点合計600点中479点、79.8%を獲得しました。必要最低点数であります360点を上回っており、一般社団法人宝塚にしたに里山ラボが指定管理者の候補者として選定されました。

選定に当たり、特に評価された点としましては、利用者のニーズに応じたイベントの実績、地域雇用や西谷地域の特性を把握した上で、各種提案がなされていることなどが挙げられます。このほか、人材配置や育成の重要性を十分に認容している点、自ら住民の意見を聞き取る積極的な姿勢などが評価され、選定に至ったものになります。議案第33号につきましては、その一般社団法人宝塚にしたに里山ラボを指定管理者として指定する

ことについての議会への提案の様式になっております。以上でございます。

五十嵐教育長 答申については、報告の部分はようになりますか。

津田室長 議案としては、特にこの団体ということしか書いておりませんので、それぞれ開催した日時でありますとか、得点の状況でありますとか、各委員会での選定理由でありますとか、選定に当たってという形で委員会から出された意見などにつきましては、この報告に掲載をさせていただいているところで

五十嵐教育長 報告の中身が、今の説明の中にあったという感じですね。

津田室長 そうです。

五十嵐教育長 それでは、今のことについて御質問等ございませんでしょうか。

松浦委員 参考までになんですけれど、その応募というのはほかにも何団体かあったんでしょうか。

津田室長 今回、指定管理者の非公募という形で、地域のこの団体につきまして審査をしたところですが。本来であれば、公募をするところなんですけれども、この自然の家、長い間休所をしまして、この中から今回再開をするというところで、地域に密着した団体であること、地域の中からの推薦を受けている団体であること、そういったことを加味しまして、今回は通常5年でありまして、3年間の期間として非公募で募集をしまして、この団体から御提案をいただいて審査をしたという状況になります。以上です。

五十嵐教育長 以上が事情でございます。ほかに御質問ございますか。御意見等もございませんでしょうか。

篠部委員 自然の家、もったいないんですけど、施設がすごい老朽化しているというのがどうしてもあるので、それはどうしようもないので、そこを何とかいいアイデアを出して運営していただけたらなと思います。

柴部長 委員がおっしゃったように、宝塚自然の家は大変古い建物で、老朽化してまして、耐震性の問題等ございまして、ちょっと使用できないというところですが。ついては、令和2年度、3年度予算で、森林環境贈与税というのがあるんですけど、それを活用しまして、事務所的な施設を国産の木材で造るということで、建設に9月からかかっております。あと、施設大変傷んでおりまして、特に人気のあるアスレチックコース、これがちょっと危険な部

分ございますので、それもちょうと整備しないとオープンできないということで、その整備も今年度中に行って、来年4月1日からオープンと、そういう運びになっております。以上です。

五十嵐教育長 宝塚で育った子どもたちにとっては今、大人の方々は自分が子どもの頃、ここを利用したということがあったと思うんですが、最近閉じておりますので、様子が分からないということがありますので、一度委員の皆様方にも見ていただいたほうがいいかなという気がいたします。ちょっと今整備をして、来年4月からこちらの指定管理で運営をいただくこととなりますが、まだ全面で運営ができるという状況ではありませんので、そこも含めて一度見ていただけたらと思っております。

柴部長 よろしくお願ひします。

五十嵐教育長 よろしくお願ひいたします。ほかに御意見等ございますか。よろしいですか。

委員 (なし)

五十嵐教育長 それでは、議案第33号 公の施設（宝塚市立宝塚自然の家）の指定管理者の指定について意見を申し出ることについては、原案どおり可決といたします。

続きまして、議案第32号 宝塚市立宝塚自然の家条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて、担当課より説明をお願いいたします。

津田室長 議案第32号 宝塚市立宝塚自然の家条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて、提案理由を御説明いたします。

本件は、宝塚市立宝塚自然の家条例の一部を改正する条例の制定に当たり、令和3年12月市議会に議案を提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に意見を申し出るものです。今回の会議の中の議案の綴りになっております、ホチキス留めした6ページ、7ページをお開きください。

改正の内容につきましては、現在閉所中の宝塚市立宝塚自然の家について、令和4年4月からの開所に向けて、設置する施設や、開所時間等についての見直しを行うとともに、自然の家の設置目的を青少年に限らず、広

く市民の心身の健全育成や生涯学習に係る機会の提供へと改めようとするものです。

新旧対照表の中で、まず1条のところで、設置というところがございませす。左側の現行条例では、「青少年の心身」というところを、右側の改正案のところでは、「市民の心身」の健全な、という形で改正をしております。文言の整理をいたしまして、「市民の生涯学習」のところの、「市民」という言葉を取っております。第4条のところで、今先ほど老朽化した施設という形で御意見もいただきましたけれども、4条の2号のところの、屋内活動場、多目的室、これ、それぞれ建物の中にあるところなんですけれども、現在使用ができませんので、この条例から削除をしているところなんです。第6条のところでは、9時から5時としていたところを、実際皆さんが来ていただける午前10時から午後4時という時間の変更をさせていただいております。休所日につきましては、今までは水曜日だったところを、月火水、3日間は休所をして、逆に木金土日を開所するという形に変更させていただいております。あと、右のページ、7ページのところで、先ほどの屋内活動場、多目的室につきましては上限の料金設定がされておりましたけれども、今回削除したことから、表から削除をしているところになります。

条例としましては、先ほど御説明しました指定管理者による今回のこの条例案の条例でもって運営をしていく、運用していくという形になります。説明は以上になります。

五十嵐教育長 ありがとうございます。今の件につきまして、何か御質問ございますでしょうか。私から確認なんですけど、これ、新しくは来年4月1日からですよ。となりますと、現行というのは、今の状況だと思うんですけども、今、午前9時から午後5時まで開所しているんですか。

津田室長 現在閉所中です。日曜日だけの、地域の方々に暫定で開けていただいている状況ですので、公の施設としては正式に開けておりません。

五十嵐教育長 じゃあ、一見こう書いてあるけども、閉所しているから実際何もしてないということなんですね。4月1日から変わるらしいんですが、これ、天文台残しているのはなぜなんですか。

水野課長 現在の天文台の施設もございまして、利用団体といたしますか、機械の整備もありますので、天文同好会という方が従来のグループ、自然の家からの活動団体の方に、メンテナンスも含めて御利用いただいでいて、年に数回は一般の市民の方向けの星空観察とかいうことを今やっている状況です。

だから、施設そのものは、そのまま存続されまして、指定管理者の導入後も引き続き年に数回の、その団体さんの協力を得た星空観察などというようなことは継続していこうと考えております。

津田室長 少し経過なんですけれども、今回条例4条のところ、施設という形で記載させていただいております。天文台は、ですので今後も継続してあるという形になります。誰もが行って、いつでも使えるというものではありませんので、こういった形での利用はしませんけれども、イベントなどで天文台は今後も継続して、今までも管理は、メンテはしておりますので、使えるという状態にありますので、4月以降も使っていくという形での条例になります。

五十嵐教育長 天文台は、どこにあるんですしたっけ、場所は。

水野課長 本館のほうから東家のほうへ向いて、そこからさらに上へ上がっていくところにあるんですけれども、専門的な望遠鏡ですので、操作できる同好会の方とじゃないと、従来、昔の少年自然の家ときは当時の職員でも使えたんですけど、今は同好会の方の御協力がないと動かせないということで、その状態になっています。

五十嵐教育長 そもそも、施設が古く老朽化していて、使いにくくなっている中で、天文台なんか本当に普段からあまり使っていない施設なのに、大丈夫なんですか。それと施設の耐久性といたしますか。

水野課長 先ほどのように、天文同好会の方が基本的には、最近ではコロナの影響で頻度は下がっていますが、基本的には月1回、団体さんの活動ということで、その天文台の望遠鏡を動かしていただいでいる状況です。ですから、それは活動グループ、団体さんのグループ活動の一環ではあるんですけども、機械ものですので、定期的に動かさないと逆に動かなくなるということもありますので、そのメンテナンスを含めて団体の方に今御利用いただいでいるということです。休所になる前の、1年ほど前だと思うんですけども、機械的な部分の修繕が、ドームの動作とかの部分の修繕が必要でしたので、そ

のときには一部修繕をしております。当面使う予定にしておりますので、一定の修繕等が必要なときには、こちらで予算を取って、修繕をしていくということになるかと思えます。

五十嵐教育長 そうしますと、来年4月からはこの指定管理の皆さんが、この天文台の活用も含めた営業を考えていただいているということですね。

水野課長 具体的なノウハウというところまで、指定管理者お持ちじゃないと思いますので、今管理いただいている団体さんと指定管理者と連携して、一般の方向けのプログラムは提供を何回かはしていただくというのを考えております。

五十嵐教育長 分かりました。ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ございませんか。

小松係長 補足で1点御説明いたします。先ほど、現在自然の家が休所中である旨の御説明があったんですけども、休所中にも暫定的な利用を認めているケースがございます。その件に関しましては、現在規則で休所中の利用に関する規則というのを定めており、そちらを根拠に利用を認めている状況です。こちらに関しましても、あくまでも休所中の利用に関するものですので、4月1日から正式にオープンした場合は、こちらの規則も不要になりますので、4月1日までの今年度のどこかで、またこの規則を廃止するということで、お諮りすることになりますので、またそちらも御審議いただければと思います。以上です。

五十嵐教育長 ありがとうございます。私も今それで思い出したんですけど、今も学校が時々使っていますよね。これは来年4月以降も同じような形で使用はできるんでしょうか。

津田室長 使用は今までどおりできます。あと、月火水に使用したいという場合でも指定管理者の方で対応をいただけるということになっております。

五十嵐教育長 休所日でも大丈夫なんですか。

津田室長 学校が自然の家に合わせてるわけではなくて、月火水とかで相談があって、その日にはそのために開所をするという形になります。

五十嵐教育長 分かりました。ありがとうございます。ほかに皆さん、御質問ございませんか。よろしいですか。

委員 (なし)

五十嵐教育長 それでは、議案第32号 宝塚市立宝塚自然の家条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについては、原案どおり可決といたします。

続きまして、先ほど事務局からありましたように、次の案件は非公開といたします。

それでは、報告事項 令和3年(2021年)9月における宝塚市立学校のいじめ事案について、担当課より説明をお願いいたします。

【 非公開での報告事項あり 】

五十嵐教育長 それでは、本日予定の案件は以上でございます。ほかに御報告いただくことはございませんか。

岡本課長 次回開催予定の教育委員会までに、教育長の専決処分により処理することが見込まれる案件につきまして、事務局より御説明をいたします。

小松係長 次回、11月11日開催予定の教育委員会の会議定例会までに、教育長による専決処分によって決裁することが見込まれる案件がございますので、その内容について簡単に御説明させていただきます。

11月上旬より開催されます、12月市議会の定例会におきまして、教育委員会所管一般会計予算に関する補正予算、いわゆる12月補正予算ですけれども、こちらを提出する予定としております。本件につきましては、これまでどおり、本来であれば教育委員会で御審議いただいて、議決の上で提出するものですが、現在、市長事務部局の財政当局で予算の査定中として、金額がまだ確定しておりません。そのため、本日の会議に提案することができなかつたんですけれども、議会の日程的に次回の教育委員会の際に議決をいただいていたのでは時間的に間に合いませんので、次の会議までに教育長の専決により、一度そちらを提出するという予定にしております。

専決処分予定の補正予算の主な内容に関しましては、大きなものとしましては、まず教育企画課によります、小中学校での感染症対策の消耗品費等を増額しようとしています。こちら、国の補助金を活用したものです。その

ほか、学校教育課で修学旅行の日程等を変更したことによるキャンセル代等が発生しておりますので、その分について新たに予算措置を行うなど、というものが主な内容となっております。これらの内容につきましては、また次回、11月11日開催予定の第20回の定例会の際に、専決処分したことと併せて、また御報告させていただく予定としております。説明は以上です。

五十嵐教育長 御了解いただけますでしょうか。

委員 はい。

五十嵐教育長 ありがとうございます。それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

閉会 午後 2時50分